

指定保育士養成校との連携協定の締結について

1 目的

本市と指定保育士養成校である宇都宮共和大学、作新学院大学女子短期大学部の間で、教育・保育施設及び地域型保育事業（以下、教育・保育施設等という。）において、災害の発生に伴う施設の損壊等により一時的に保育の実施が困難になった場合に、継続的に保育を実施していくため、また、平常時において、各々が保有する施設・支援制度・人的資源等を活用しながら、より効果的な保育人材の育成や教育・保育環境の整備が行えるよう、連携協定を締結するもの

2 背景

- 近年、災害が激甚化している中で、継続的に保育を実施するためには、指定保育士養成校との連携体制の構築が不可欠である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、宇都宮市私立保育園協会主催の就職説明会が実施できなくなっており、学生と教育・保育施設等のマッチングの機会を確保していく必要がある。

⇒ 上記の課題などについて、意見交換を行う中で、本市と指定保育士養成校の課題解決に向けた取組として、連携協定の締結に至った。

3 協定対象施設

施設・学科等名称
宇都宮共和大学 子ども生活学部子ども生活学科
作新学院大学 女子短期大学部幼児教育科

4 協定内容

(1) 災害時等における指定保育士養成校の協力内容

施設の損壊時等	保育者が不足した時※
教室等の開放	補助者としての従事を希望する在校生への情報提供等、教育・保育施設等が保育補助者を確保するにあたり必要となる支援

※ 新型コロナウイルスの感染症により、保育者が出勤できなくなった場合については、宇都宮共和大学のみ実施

(2) 保育人材の育成

ア 子育てサロン（子育て支援事業）に係る経験機会の提供（市⇒養成校）

公立子育てサロンにおける実務の経験が得られるよう、希望する在校生の優先的な受入れ

イ 卒業前の学生の教育・保育施設等での就業経験の場の提供（市⇒養成校）

教育・保育施設等に関する情報提供など、在校生のインターンシップ等の支援

ウ 保育士確保策の検討に係る情報の提供（養成校⇒市）

市の実施するアンケートへの協力，進学実績に係る情報提供など

エ 定期的な意見交換の実施（養成校⇔市）

5 協定の期間・更新

養成校の意見を踏まえ，3年間有効なものとし，双方異議の申し立てがない場合は，3年ごとに自動更新されるものとする。

6 今後のスケジュール

令和3年 7月26日 協定の締結（調印式の開催）